

福岡県流域治水協働推進事業（整備費）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、福岡県の流域治水の推進を図るため、市町村又は民間事業者が実施する「雨水貯留浸透施設整備」に要する経費について、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）国庫補助事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）に定められている流域貯留浸透事業をいう。

（2）流域治水プロジェクト

一級水系（遠賀川水系、山国川水系、矢部川水系、筑後川水系）又は、二級水系4圏域（福岡・前原・那珂圏域、北九州・宗像圏域、京築・行橋・田川圏域、南筑後圏域）の協議会において策定・更新したものをいう。

（3）雨水貯留浸透施設

流域で雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制させる、公園、グラウンド、ため池、水田等の施設で、流域治水プロジェクトに位置付け、又は位置付けの予定がある施設をいう。

（補助要件）

第3条 500㎡以上の「雨水貯留浸透施設整備」の場合、この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（1）国庫補助事業として国の採択を受けた事業であること。

（2）福岡県内の市町村、又は民間事業者が事業主体であること。

（3）流域治水プロジェクトに事業計画を記載、又は記載の予定がある事業であること。

（4）国庫補助事業において、国から当該年度に係る事業費の3分の1の助成を受ける事業であること。

2 500㎡未満の「雨水貯留浸透施設整備」の場合、補助事業は、前項の（2）、（3）の要件を満たすものとする。

3 民間事業者が事業主体となる場合、当該年度に係る事業費から、国、県の補助金額を除いた事業費の2分の1以上を市町村が負担するものとする。

（補助率）

第4条 補助金の額は、当該年度に係る事業経費の3分の1以内で、予算の範囲内において知事が定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助事業着手前に、交付申請書(様式第1号)により知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により市町村長に通知するものとする。

(事業変更等の承認)

第7条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付変更申請書(様式第3号)により知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合には、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更するときは、交付変更決定通知書(様式第4号)により市町村長に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)申請書(様式第5号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第9条 市町村長は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、事業未完了実績報告書(様式6号)により、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 市町村長は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村長は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から20日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで完了実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により市町村長が提出した実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにその旨を補助金の額の確定通知書（様式第8号）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第13条 市町村長は、前条の通知を受けたときは、その内容に従い補助金請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

3 補助金は原則、前項の補助金請求書を受け、支払うものとするが、知事が特に必要と認めるときは、補助金交付決定額の一部を事業の進捗に応じて市町村長の請求（様式10号）により概算払するものとする。

（補助金の経理）

第14条 市町村長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付の除外要件）

第15条 事業主体が民間事業者の場合、この補助金の交付申請をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。該当がない場合は民間事業者の代表者は、誓約書（様式第11号）を市町村長に提出し、市町村長は提出のあった資料を交付申請書（様式第1号）に添付し、知事に提出するものとする。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役人に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益、又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(5) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行う恐れがある組織であるとき

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。

参考

交付金スキーム

○500 m³以上の「雨水貯留浸透施設整備」の場合

≪市町村が事業主体である場合（例）≫

- ① 国庫補助事業の採択を受けることにより、当該年度に係る事業費の市町村負担分の1/3を国が補助する。

市町村	
	国
2/3	1/3



- ② 国の補助採択を受けたことにより、県の「流域治水協働推進事業（整備費）」の申請を行うことで、当該年度に係る事業費の市町村負担分の1/2以内（全体額の1/3以内）を県が補助する。

市町村	県	国
1/3	1/3	1/3

≪民間事業者が事業主体である場合（例）≫

- ① 民間事業者に対し、市町村が当該年度に係る事業費の2/3以上を負担する。※1

民間	市町村
1/3	2/3



- ② 民間事業者は国庫補助事業の申請を、市町村を通じ、採択を受けることで、国より、市町村に対し、当該年度に係る事業費の1/3を補助する。

民間	市町村	国
1/3	1/3	1/3



- ③ 国の補助採択を受けたことにより、県の「流域治水協働推進事業（整備費）」の申請を市町村が行うことで、当該年度に係る事業費の1/3以内を県が補助する。市町村の負担割合は、国及び県の補助金額を除いた事業費の1/2以上となること。

民間	市町村	県	国
1/6	1/6	1/3	1/3

※1. 国庫補助事業の交付要件において、国は民間事業者に補助する市町村に対し、市町村が民間事業者に補助する金額の1/2を市町村へ補助する。（最大1/3）

○500 m³未満の「雨水貯留浸透施設整備」の場合

≪市町村が事業主体である場合（例）≫

- ① 県の「流域治水協働推進事業（整備費）」の申請を行うことで、当該年度に係る事業費の1/3以内を県が補助する。

市町村		県
2/3		1/3

≪民間事業者が事業主体である場合（例）≫

- ① 民間事業者に対し、市町村が当該年度に係る事業費の2/3以上を負担する。

民間	市町村	
1/3	2/3	



- ② 県の「流域治水協働推進事業（整備費）」の申請を市町村が行うことで、当該年度に係る事業費の1/3以内を県が補助する。市町村の負担割合は、県の補助金額を除いた事業費の1/2以上となること。

民間	市町村	県
1/3	1/3	1/3